

2 消安第 3664 号
令和 2 年 11 月 19 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

今月に入り、香川県下の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が短期間で 5 例続発し、そのうち 4 例は移動制限区域という限られた地域において短期間で発生が確認されています。また、本年度は、既に北海道及び鹿児島県において、野鳥の糞便等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているほか、欧州諸国をはじめ世界的にも発生が継続しており、渡り鳥が池、干潟等に飛来するこの時期は、全国的にウイルスが持ち込まれる可能性が高く、全国いずれの地域においても発生リスクがあります。

このように、環境中にウイルスが存在している可能性が高い状況下では、関係者が一体となって地域で防疫対策を講ずることが発生予防及びまん延防止の観点から効果的と考えます。

このような状況を踏まえ、貴職におきましては、下記の対応により、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化及び徹底を図るよう関係者への周知をお願いいたします。

記

1. 飼養衛生管理基準遵守等の徹底

(1) 車両の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両の入境をできる限り制限すること。
- ・衛生管理区域に出入りする車両については、入退場時の車両の消毒に加え、当該車両のフロアマット及び荷台の清掃及び消毒を行うこと。

(2) 人の移動に係る防疫対策

- ・衛生管理区域に立ち入るときは、入退場時に手指消毒を行い、衛生管理区域内専用の手袋、衣服、長靴等を着用すること。
- ・原則、当日に他の畜産関係施設に立ち入った者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。
- ・家きん舎の出入口において、手指消毒、手袋交換及び長靴交換を行うこと。

(3) 物の移動に係る防疫対策

- ・資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両、人及び物の入境をできる限り制限すること。
- ・他の農場で飼養管理の際に使用した器具、機材、資材、筆記用具等は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、消毒すること。
- ・複数農場で共用する死亡家きん保管施設及び糞尿処理施設については、農場間の交差汚染を防止するための車両等の消毒を実施すること。

(4) 野生動物侵入防止対策

- ・家きん舎、堆肥舎等について、屋根や壁の隙間、防鳥ネットの破損等を確認し、問題があれば、段ボール等による応急的措置も含めて早急に野生動物の侵入防止を図ること。
- ・家きん舎に設置された人及び機材の出入口、鶏糞の排出口等の扉、シャッター等については、使用時以外は閉鎖すること。

(5) 飼養環境に関する対策

- ・衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。

2. 地域協議会の開催による地域の防疫体制の構築

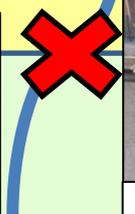
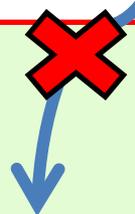
都道府県、市町村、生産者（生産者団体）、関連事業者等の関係者からなる地域協議会を開催し、発生予防対策等の周知や国内外における高病原性鳥インフルエンザに係る発生状況等の情報共有を行い、地域一体となった防疫体制を構築すること。

予防対策の重要ポイント

(参考1) 農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料

【衛生管理区域】

家きん舎



フェンス設置



車両消毒



入場者等の記録



専用の服や靴の使用



家きん舎毎の消毒



家きん舎専用の靴使用



出入りの最小限化



壁等の破損修繕



金網等の破損修繕



集卵・除糞ベルトの開口部の隙間対策



排水溝等からの侵入防止対策 (鉄格子の設置)



ねずみ対策 (トラップ設置)



家きん舎周辺の整理・整頓



家きん舎周囲の樹木の剪定



消毒の実施



消毒液の定期的交換

① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・ 衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・ 衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・ 上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・ 防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・ 家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・ 上記措置の定期点検

予防対策の重要ポイント

(参考2)農林水産省HP
鳥インフルエンザページ掲載資料



- ①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 - ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
 - ・上記措置の記録

- ②野生動物対策
- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
 - ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 - ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は
①、②の予防対策を徹底

(リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的)